

令和元年版

# 図書館要覧

草加市立中央図書館

# 目次

1	運営方針、事業計画	
・	令和元年度図書館運営方針	1
・	令和元年度事業計画	2
・	令和元年度資料収集実施計画	4
	草加市立図書館資料収集方針	
	草加市立図書館資料の保存・除籍（廃棄）基準	
2	図書館案内	
・	沿革	7
・	中央図書館概要	11
・	組織と事務分掌、職員構成、職員数の推移	12
・	館内配置図	13
・	中央図書館サービス・ネットワーク図	16
・	中央図書館案内図	17
3	予算	
・	令和元年度図書館予算	18
4	統計	
・	平成30年度文化活動状況一覧	19
・	入館者数の推移、登録者数の推移	20
・	平成30年度登録者内訳	21
・	貸出状況の推移、蔵書状況の推移	22
・	蔵書内訳の推移	23
・	平成30年度館内設備等利用状況	24
・	平成30年度相互貸借利用状況	25
・	平成30年度図書館地域サービス利用状況	26
5	図書館協議会	
・	草加市立図書館協議会開催状況、草加市立図書館協議会委員名簿	27
6	関係条例・規則等	
・	草加市立図書館設置条例	28
・	草加市立図書館管理規則	28
・	草加市立図書館協議会条例	31
・	図書館地域分館的機能施設の管理運営に関する要綱	32

## 令和元年度 図書館運営方針

中央図書館では、ICT\*の活用により、来館することが難しい障がい者や高年者もいつでもどこからでも利用可能な電子図書館の開設や魅力ある蔵書の整備、公民館図書室等のネットワークの活用により、図書やその他の資料を効果的・効率的に提供します。

また、市民ボランティアや関係諸機関と連携して草加市子ども読書活動推進計画を積極的に推進し、子どもが読書に親しむ環境の充実を図ります。

さらに、快適な利用環境を提供するため、中央図書館の空調設備の改修や照明のLED化に取り組みます。

これらを踏まえ、令和元年度においては以下を重点施策として図書館を運営してまいります。

- 1 魅力ある蔵書を整備し、市民の知的欲求に応える図書館サービスを提供します。
- 2 図書館システムの更新や、音声読み上げ機能や文字拡大機能付きの電子図書館の開設に向けて準備を進めます。
- 3 公民館図書室等に特色のある資料の配架を図るとともに、図書館ホームページからの予約を促進し、資料を効果的・効率的に提供します。
- 4 市民の生活課題や身近な調べ物の相談窓口であるレファレンス機能を充実し、調べ物に役立つ図書等をわかりやすく紹介するパスファインダー等の資料や情報を積極的に発信します。
- 5 学校や地域のニーズに即した地域開放型図書室やサービスコーナーの運営を行います。
- 6 職員や市民ボランティアによる乳幼児や小学生向けの読み聞かせを開催し、親子で本と触れ合う機会の提供や読書活動の推進を図ります。
- 7 文化講演会の開催やギャラリー展示により、市民へ生涯学習の発表の場を提供し、市民文化の増進及び生活課題の解決に役立つ情報を発信します。
- 8 快適な読書環境を提供するため、空調設備の改修や照明器具のLED化工事の仕様を決定し、年度内に工事を発注するとともに同工事に伴う休館中の図書館サービスの内容を決定し、市民に周知します。

※ICT (Information and Communication Technology) とは、パソコンやスマートフォンなど、様々な形状のコンピュータを使った情報通信技術の総称です。

# 令和元年度 事業計画

## 1 図書館資料・サービスの充実

- (1)「草加市立図書館資料収集方針」及び「草加市立図書館資料の保存・除籍(廃止)基準」に基づく資料の収集及び除籍を行い、蔵書約60万冊を維持しつつ、魅力ある蔵書とするため資料の新陳代謝に努めます。特に、地域分館的機能施設における利用を更に拡大するため、6公民館図書室を中心に特色ある資料の配架を図ります。
- (2)郷土資料の整備、充実を図ります。また、奥の細道やドナルド・キーン等、草加にゆかりのある資料の収集に努めます。
- (3)人権及び平和コーナーを整備するとともに、人権共生課の平和パネル展示に合わせて、PRを図ります。
- (4)図書館システムの更新に当たり、いつでもどこからでも利用可能な電子図書館を開設し、来館が難しい障がい者や高年者に対しても電子書籍を効果的・効率的に提供します。

## 2 レファレンスサービスの推進

市民の生活課題や身近な調べ物の相談窓口であるレファレンスの機能を充実し、調べ物に役立つ図書等をわかりやすく紹介するパスファインダー等の資料や情報を積極的に発信します。

## 3 バリアフリーサービスの推進

- (1)展示資料、大活字本、LLブック、布絵本等の資料やコミュニケーションボード、拡大読書器等を備え、誰もが利用しやすい図書館を目指します。
- (2)音訳協力者による対面朗読及び録音図書(DAISY=デジタル音声情報システム)の作成を行い、障がい者サービスを推進します。
- (3)図書館システムの更新に当たり、いつでもどこからでも利用可能な電子図書館を開設し、来館が難しい障がい者や高年者等に対しても電子書籍を効果的・効率的に提供します。

## 4 児童サービスの推進

- (1)調べ学習及び総合学習への資料提供を通じ学校の読書活動を支援します。
- (2)「こんにちは赤ちゃん訪問」の機会や子ども関連施設等への配置により、「赤ちゃんにも絵本を！」等のブックリストを届け、家庭での読み聞かせを支援します。
- (3)幼児・児童向けの「じどうしつだより」を定期発行し、子ども関連施設等への配置により図書館の利用を促進するとともに家庭での読書活動を支援します。
- (4)読書記録マラソン帳や読み聞かせカードの活用、ブックリストの充実等により、子どもの読書意欲を高めます。

## 5 ヤングアダルトの読書推進

- (1)ヤングアダルト向け「Ya-Room.com」を定期発行し、市内中学校・高校に向けた情報発信により、図書館利用のきっかけづくりと読書活動の推進を図ります。
- (2)YA世代に読んでほしい文学作品も収録している電子図書館を開設し、スマートフォンからの利用により読書活動の推進を図ります。

## 6 学校や地域との連携

- (1)学校や地域のニーズに即した地域開放型図書室やサービスコーナーの運営を行います。
- (2)小学生の図書館見学、中学生の社会体験事業、大学生のインターンシップ、小学校教諭の研修等に協力するとともに、図書館事業の啓発に努めます。
- (3)市民ボランティアと連携・協力のもとに図書館のサービス等の事業を進めていきます。

## 7 文化事業の開催

事業名	対象	回数・時期
ビデオ上映会	一般	月1回
木曜シアター	一般	月1回

こども映画会	幼児・児童	年2回
読み聞かせ（職員とボランティア）	幼児・児童	週4日
工作会	幼児・児童	通年
文化講演会、ギャラリー展示	一般	通年
おはなし会、人形劇、落語寄席など	幼児・児童・一般	通年
図書館見学・図書館体験隊・ビブリオバトルなど 子ども読書活動を推進するイベント	幼児・児童	通年
読み聞かせ講習会	一般	年3回

## 8 図書館管理運営

- (1) 草加市立図書館協議会を開催し、図書館行政に有効な意見聴取を幅広く行います。
- (2) 草加市子ども読書活動推進計画を確実に推進するため、全庁的な推進のための会議を開催し、情報の共有を図るとともに、事業の各種調整及び市民に対し相互に情報の発信を行います。
- (3) 広報事業として、図書館ホームページの更新を適宜行い、図書館の利用案内や子ども読書活動推進に関する情報の提供を図ります。
- (4) 開館20周年を迎える次年度に向けて、記念事業の企画や準備を進めます。
- (5) 施設・設備の維持管理として、エレベータや給排水設備等の修繕を行います。さらに、快適な利用環境を提供するため、中央図書館の空調設備の改修や照明のLED化に取り組みます。

# 令和元年度 資料収集実施計画

令和元年度の資料収集実施計画は、「草加市立図書館資料収集方針」に基づき、予算の範囲内で収集するものとします。

## 草加市立図書館資料収集方針

平成14年6月10日 決裁

平成25年9月13日 一部改正

### 1 目的

草加市立図書館は、市民の教養、調査研究、レクリエーション等の知的要求に応えるため、資料や情報を提供し、生涯学習活動を支援するとともに、地域文化の発展に努めることを目的とし、この理念を実行するため、ここに収集方針を定める。

### 2 基本方針

「図書館は、基本的人権のひとつとして知る自由をもつ国民に、資料と施設を提供することを、もっとも重要な任務とする。（図書館の自由に関する宣言）」とあるように、学問の自由と学習権は、市民の基本的権利の一つであり、市民の生涯学習を支援し、その知的要求に応えるため、自由、公平、公正な立場から現代的課題を踏まえた広範囲な資料収集に努めるものとする。

- (1) 資料の収集に当たっては、広範囲な市民の要求や関心、潜在的な要求、社会の動向を反映させ、将来想定される要求にも配慮した活力のある収集を行う。
- (2) 一時的な利用にとどまらず、長期的な利用も考慮し、組織的で効率的かつ系統的な資料構成になるよう努める。
- (3) 資料の収集にあたる基本姿勢は次のとおりとする。
  - ① 特定の主義、主張に偏ることなく、公平、公正に収集する。
  - ② 多様な意見のある問題については、それぞれの観点に立って収集する。
  - ③ 著者の思想的、宗教的、政治的な立場にとらわれることなく収集する。
  - ④ 図書館職員の個人的な関心や好みに偏ることなく収集する。
  - ⑤ 個人、組織、団体等からの圧力や干渉に左右されることなく収集する。

### 3 資料選択基準

#### (1) 収集資料の種類

- ① 図書
- ② 逐次刊行物
- ③ 視聴覚資料
- ④ マイクロ資料
- ⑤ パンフレット
- ⑥ 地図・地図帳
- ⑦ 電子資料

#### (2) 種類別の資料収集

- ① 図書

ア 児童書は、乳幼児から小学生までの各発達段階に応じた資料を収集する。

イ ヤングアダルト・コーナーについては、ティーンエイジャーを主な対象とし、新鮮で活力ある資料を収集する。

ウ 一般書は、市民の多様な要求に応えられるよう、全ての分野について入門書から必要に応じて専門書まで体系的に収集するよう努める。

エ 新鮮で魅力的な資料構成を維持し、充実させるために新刊書を中心に収集し、必要に応じて既刊の図書や各分野の受賞作品等も収集する。

オ 参考図書は、市民の日常的な調査研究に対応できるよう、事典、辞典、年鑑、図鑑、統計書、書誌、索引等を豊富に収集する。

カ 草加市の郷土・行政資料、郷土関連作家資料及び市内の大学、企業等の出版物、埼玉県に関連資料をできる限り収集する。県内他市町村の郷土資料は、近隣市町のものを中心に必要に応じて収集する。姉妹都市等の関連資料は、必要に応じて収集する。

キ 松尾芭蕉及びび水の関連資料はできる限り収集する。

ク 視覚障がい者に配慮して大活字本や点字図書、録音図書を収集する。

ケ 外国語の図書は、英語を中心に収集し、その他外国語及び草加市と交流のある都市の外国語についても必要に応じて収集する。

コ ドナルド・キーンに関する資料をできる限り収集する。

## ② 逐次刊行物

ア 新聞は、全国紙、地方紙（埼玉県、東京都）の主なものを収集する。専門紙、機関紙、外国紙については、必要に応じて収集する。

イ 雑誌は、各主題毎のバランスを配慮して収集する。

ウ 専門雑誌は、必要に応じて収集する。

エ 郷土関連の雑誌は、寄贈も含めて幅広く収集する。

オ 年鑑、年報類は、幅広く収集する。

## ③ 視聴覚資料

ア 音響資料（CD、カセットテープ）は、音楽、諸芸、文学、記録等の基礎的な作品を中心に収集する。

イ 映像資料（ビデオテープ、DVD）は、記録、文化、科学、美術、スポーツ、諸芸等の基礎的な作品、映画、アニメーションの主要作品を中心に収集する。

ウ その他絵、写真、ポスター、映画フィルム等の視聴覚資料は、必要に応じて収集する。

## ④ マイクロ資料

印刷資料及び電子資料では、入手困難なもの、又はマイクロ資料の方が利用しやすいものを収集する。

## ⑤ パンフレット

必要に応じて収集する。

## ⑥ 地図・地図帳

草加市に関する資料は、できる限り収集する。

## ⑦ 電子資料

CD-ROMをはじめ、オンライン・データベースの導入などニューメディアを採用し、収集する。

## 4 資料選定の手段

(1) 各種の出版情報を積極的に採り入れ、収集方針をもとに計画的に行う。

(2) 利用者の要求や利用傾向を把握し、地域の実情や資料的価値を踏まえて行う。

- (3) 選定は、職員が行うが、必要に応じて「選定委員会」等を設置して調整にあたる。最終決定は、館長が行う。
- 5 寄贈  
市民からの寄贈は、資料収集方針に照らして選定を行い、受入れの可否を決定する。

## 草加市立図書館資料の保存・除籍(廃棄)基準

平成14年6月10日 決裁  
平成25年9月27日 一部改正

- 1 保存・除籍（廃棄）の基本的な考え方  
草加市立図書館は、市民の多様な要求に応えるため、蔵書構成に配慮しつつ資料の新陳代謝を促進するとともに、将来にわたり必要とする資料の保存に努める。そのため、ここに資料の保存及び除籍（廃棄）基準を定める。
- 2 資料の保存について  
保存する資料は、次の各項目に該当した資料とする。
  - (1) 各分野で古典、名著と評価されており、今後も引き続き利用されることが確実視される資料
  - (2) 各分野の資料で類書が少なく、希少価値があると思われる資料
  - (3) 歴史的な価値を有するもので、文献的、資料的価値があると思われる資料
  - (4) 継続的に収集しており、基礎的なデータや内容の信頼性が高い資料
  - (5) 各種文学賞等受賞作品
  - (6) 松尾芭蕉や水（川）に関する資料
  - (7) 草加市に関する資料
  - (8) 保存分担等により定められた資料
  - (9) ドナルド・キーンに関する資料
  - (10) その他図書館として保存することが望ましいと思われる資料
- 3 除籍（廃棄）資料は、次の各項目に該当した資料とする。
  - (1) 汚損、破損等で使用に耐えられない資料
  - (2) 紛失、不明等となっている資料
  - (3) 製本、補修等をすることが不可能な資料
  - (4) 新しい資料等によって内容が更新されている資料
  - (5) 災害、その他やむを得ない事由により回収不能となった資料
  - (6) 複本資料
  - (7) その他除籍することが望ましいと思われる資料
- 4 その他  
保存、除籍（廃棄）基準に定めるもののほか、必要な事項は、別に館長が定める。

## 沿 革

大正13年 9月	草加町立図書館創立（昭和8年発行『草加町要覧』記載）
昭和37年 9月	県立浦和図書館の移動図書館『むさしの号』による巡回活動を開始 （草加小、谷塚出張所の2か所）
昭和42年 9月	中央公民館内に図書室を開設
昭和44年 4月	図書館設置計画に基づき、有資格者1名を採用し基礎づくりに着手
7月	『図書館設置及び管理条例』制定
9月	『図書館規則』制定
10月	草加市立草加図書館仮館舎設置、貸出業務開始 （高砂二丁目の旧高砂保育園舎「木造平屋建て146.8㎡」、蔵書1,125冊）
昭和45年10月	『中央公民館及び市立図書館の整備計画』を策定
昭和46年 4月	貸出方式をブラウン方式に検討、準備作業に着手
4月	地域貸出文庫、子ども文庫等の設置及び文庫活動を開始
6月	教育委員会から社会教育委員会に「中央公民館並びに市立図書館の建設に関する」 諮問
昭和47年 3月	県立浦和図書館の移動図書館による『一日図書館』がスタート
5月	団体貸出開始（貸出冊数：50冊～200冊、1か月間）
昭和48年 3月	市議会において市立図書館建設関係予算を議決
4月	専任館長就任、建設のための諸業務を開始
9月	『草加市立図書館協議会設置条例』制定
12月	オイルショック等経済状況の悪化により建設が次年度へ延期
昭和49年 2月	第1期図書館協議会委員任命（任期2年）
5月	谷塚西公民館図書室の開放活動を開始
7月	新館工事起工
昭和50年 3月	草加市立草加図書館新館竣工
5月	竣工式（蔵書48,000冊）
7月	柿木公民館、新田西公民館図書室の開放活動を開始。松原児童館の一部を図書室と して開放
昭和51年 2月	図書館協議会が「移動図書館車購入並びにサービス網の充実について」教育長へ建議
昭和53年 5月	移動図書館車巡回地区の配置を11か所に決定
8月	移動図書館車『まつかぜ号』巡回開始
昭和54年 6月	移動図書館車巡回地区を増設（駐車場数：7か所）
8月	『夏休み宿題コーナー』開設
昭和59年11月	図書館協議会が「新館構想について」市長・教育長に要望書を提出
昭和60年 3月	『水のコーナー』新設、収集をスタート
9月	移動図書館車巡回地区を増設（稲荷コミュニティセンターを新設、駐車場数16か所）
昭和61年 4月	移動図書館駐車場増設（6か所を新設、駐車場数：22か所）
昭和62年 4月	『芭蕉コーナー』新設、収集をスタート
6月	6月定例会市議会で『草加市立図書館協議会条例の一部改正』を議決
昭和63年 4月	県南五市広域利用スタート
7月	児童室に『平和コーナー』新設
7月	図書館協議会に「図書館運営と奉仕活動について」諮問
12月	『草加市立草加図書館規則』の一部改正

平成元年10月	新移動図書館車『まつかぜ号』納車
11月	図書館協議会から「図書館運営と奉仕活動について」本答申
平成3年4月	東部地区広域利用開始
4月	図書館協議会に「草加図書館の今日的課題と打開策について」諮問
9月	市議会9月定例会文教経済委員会において「図書館行政について」が閉会中の特定案件となる（和歌山市、奈良市、町田市、刈谷市を行政視察）
平成5年7月～8月	夏季の開館時間延長を試行（毎週水曜日午後5時～7時）
7月～8月	図書館体験隊開始
平成6年4月	『東部地区四市二町図書館資料の広域利用実施要綱』施行
4月	図書館協議会が「新図書館建設にあたって、町田・伊勢原市の図書館に学ぶ」を提出
平成7年2月	『草加もちっこ文庫』コーナー開設
12月	草加市と住宅・都市整備公団間で「松原団地駅西口地区の整備に関する基本協定」を締結
平成8年4月	市議会文教経済委員会において「新図書館」が閉会中の特定案件となる。
7月～8月	『新図書館に関するアンケート調査』を実施
8月	『図書館を考える集い』開催
8月	新図書館建設専門者会議発足
平成9年4月	市長に新図書館建設専門者会議の報告書を提出
12月	市議会12月定例会で債務負担行為の補正予算案が議決 (限度額2,046千円)
平成10年3月～7月	新図書館建設推進検討委員会発足
4月	『新図書館の意見を聞く会』開催
8月	新図書館建設推進検討委員会内に担当者会議・ワーキンググループ発足
12月	一般公募で優良図書館を視察（視察先：東浦和、鶴ヶ島の両図書館）
平成11年3月	市議会3月定例会で「財産の取得等関係予算」可決、市議会総務文教委員会において「図書館行政について」が閉会中の特定案件となる
3月	定例教育委員会で「財産取得について」を議決
7月	『草加市立図書館設置条例』の一部改正
9月	市議会で「財産の取得（新図書館）他3議案」を議決 (新図書館の名称を『草加市立中央図書館』に決まる。)
10月	新図書館内において開館準備に着手
10月	公民館との電算システムネットワーク整備に着手
10月	新図書館の所有権移転登記完了
平成12年1月	『草加市立図書館管理規則』制定
1月	新図書館への引越し作業
2月	『草加市立図書館管理規則細則』制定
3月	『図書館ボランティア草加』設立総会（120名余出席）
3月25日	新図書館竣工式
3月26日	『開館記念まつり』開催（8月26日～30日、記念講演等を行う。）
4月1日	『草加市立図書館設置条例の一部を改正する条例』施行
4月1日	『草加市立図書館管理規則の一部を改正する規則』施行
4月1日	『草加市立図書館管理規則細則』施行
4月1日	草加市立中央図書館開館 (当日、入館者数7,622人、新規登録者数1,277人、貸出冊数8,386冊)

		を記録、草加ライオンズ寄贈『日だまり』ブロンズ像の除幕式を行う。)
	6月	対面朗読サービス開始（ボランティア主催、毎週金曜日）
	7月	公民館・文化センターでの土曜日及び休日貸出業務開始
	7月	特大地球儀を児童室入口に設置
	9月	関東郵政局から盲人用録音物等発受施設として指定を受ける
	10月～11月	中学生社会職場体験活動受入（川柳中、瀬崎中、草加中）
平成13年	3月	『草加市立図書館管理規則』の一部改正
	4月 1日	組織改正（副館長、担当主幹制「庶務・奉仕・資料」の導入）
	4月	図書館入館者100万人達成（市長から記念品贈呈）
	6月	中国河南省安陽市代表団が視察のため来館
	9月	学校図書館とのネットワーク化を推進
	11月	『第1回図書館まつり』開催（11月1日～11月4日）
平成14年	4月	FAXによるリクエスト受付開始
	4月	図書館入館者200万人達成
	6月	『草加市立図書館資料収集方針』『草加市立図書館資料の保存・除籍（廃棄）基準』、 『草加市立図書館保存・除籍（廃棄）実施要領』を制定
	9月	柿木公民館新設移転に伴う当該公民館図書室の充実
	12月	利用者用端末（OPAC）による仮予約を開始
	12月	ホームページからのWeb予約、Eメールによる予約・リクエスト通知を開始
平成15年	6月	『草加市立図書館管理規則の一部を改正する規則』制定（移動図書館車廃止、貸出冊数）
	7月	移動図書館車廃止
	8月	貸出冊数5冊を10冊に拡大
	8月	『図書館地域分館的機能施設の管理運営に関する要綱』制定
	9月	『図書館地域分館的機能施設の管理運営に関する実施要領』制定 （市内小学校に開設する図書館地域分館的機能施設の名称を中央図書館サービスコーナーと規定）
	9月	中央図書館サービスコーナー開設（第1期：11校）
	10月	中央図書館サービスコーナー開設（第2期：9校）
平成16年	4月	中央図書館サービスコーナー開設（第3期：1校）
	5月	巡回車購入（全2台に）
	6月	地域開放型図書室開設（西町小）
	7月	地域開放型図書室開設（川柳小）
平成17年	11月	獨協大学図書館の市民開放について確認書を交わす。
	12月	獨協大学図書館との連携による市民開放を開始
平成18年	3月	中央図書館図書資料の蔵書50万冊達成（小学校配架分を除く。）
	7月	一般閲覧室に特設コーナー『人権』を開設
平成19年	10月	『対面朗読ボランティア養成講座』開催
平成20年	4月	『草加市立図書館管理規則の一部を改正する規則』制定（組織）
	6月	『対面朗読ボランティア養成講座（中級編）』開催
平成21年	9月	地域開放型図書室開設（高砂小）
平成22年	4月	草加市立中央図書館開館10周年
	11月	『開館10周年記念文化講演会』開催
平成23年	11月	多目的ホール一般利用貸出開始
平成24年	2月	『開館10周年記念誌』を発行

平成24年 6月	有料広告（雑誌広告）掲示事業の開始
平成25年 3月	視聴覚資料予約サービスの開始 一人当たり予約上限数の変更（図書・雑誌10冊以内、視聴覚資料2点以内） 予約割当資料取置期間の変更（連絡をした日を含めて8日間以内）
6月	獨協大学図書館との連携による利用者範囲の拡大
7月	有料広告（玄関マット）設置事業の開始
11月	『ドナルド・キーン コーナー』新設、収集をスタート
平成26年 4月	図書館内に教科書センターを設置
平成27年 3月	インターネットを介したセルフによる利用延長の開始（電算システム更新時に機能を付加）
4月	小学生のための読み聞かせ会の開始
4月	草加市立中央図書館開館15周年
8月	夏の図書館寄席において、三遊亭春馬氏による絵本の読み聞かせの開始
平成28年 2月	中央図書館開館15周年記念・昭和村友好交流宣言30周年記念『昭和村展示会』、映画『ハーメルン』上映会を文化観光課と共催
5月	6公民館・文化センター図書室へ新着本コーナーの設置及びシリーズ本の配架を開始
7月	図書館生涯学習講座の開始
7月	リオデジャネイロオリンピック・パラリンピック応援キャンペーンをスポーツ振興課、交通対策課と共催
10月	『ビブリオバトル・草加の陣』開催
11月	手話落語の開始
11月	文化講演会『読書のすすめ』開催
11月	『草加市子ども読書活動推進計画検討委員会設置要綱』制定
11月	『笠森お仙』に関する展示、講演会を実施
平成29年 2月	おりがみつるし飾りを設置
2月	読み聞かせ講習会の開始
3月	『図書館ボランティア草加展』開催
平成29年 4月	『読み聞かせカード』『読書記録マラソン帳』を開始
4月	『図書館行政について』が閉会中の特定事件となる
平成30年 1月	インターネットを介したセルフによるパスワード登録の開始
2月	『草加市立中央図書館インターネット等利用規定』制定
2月	『草加市立中央図書館資料等複写利用規定』制定
3月	『草加市子ども読書活動推進計画』策定
5月	『国立国会図書館デジタル化資料送信サービス』開始
5月	『市制60周年記念事業「笠森お仙講演会」』開催
8月	『LL（エルエル）ブックコーナー』新設
8月	『市制60周年記念事業「シェイクスピア朗読劇」』開催
11月	『市制60周年記念事業「ビブリオバトル・草加の陣」』開催
11月	『星空×プレイス in 図書館』開催

# 中央図書館概要

## 1 施設概要

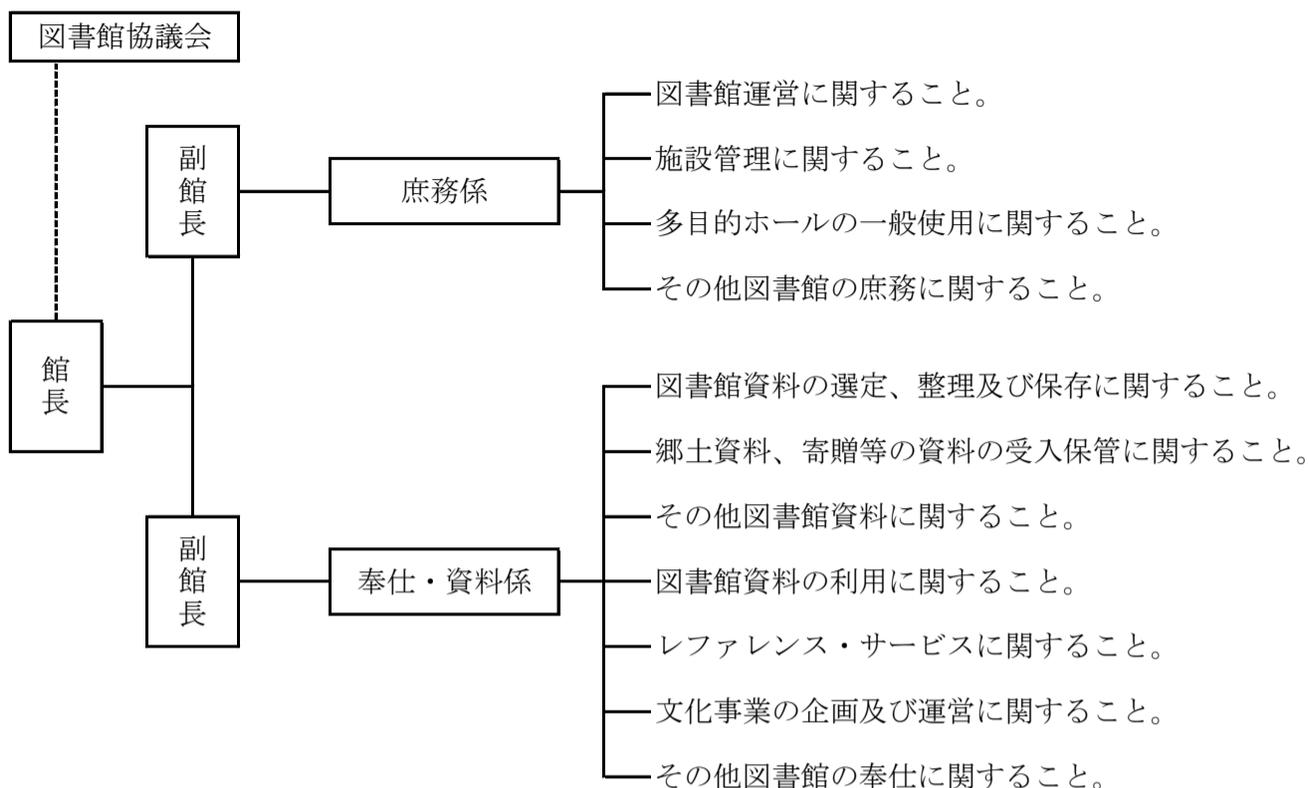
所在地	〒340-0041 埼玉県草加市松原一丁目1番9号		
	電話	048-946-3000	FAX 048-944-3800
	東武スカイツリーライン 獨協大学前駅西口下車徒歩1分		
建物の名称	ハーモネスタワーB棟（商業施設との複合）		
建物の構造	鉄骨鉄筋コンクリート造、地下1階、地上5階、塔屋1階建		
建物の面積	専有面積	1階	121.30㎡
		2階	1,733.27㎡
		3階	2,011.36㎡
		4階	916.37㎡
		5階	21.24㎡
	専有面積	合計	4,803.54㎡
	共有面積		289.64㎡
	延床面積		5,093.18㎡
	※その他	屋上庭園が約1,000㎡有	
各階案内	1階	玄関ホール、ブックポスト	
	2階	集会室、救護・ボランティア室、閉架書庫、電算室、事務室、巡回車庫	
	3階	一般閲覧室、AV、実用書、参考図書、YA、新聞、雑誌、水、芭蕉、ドナルド・キーンコーナー、平和・特設コーナー、LL（エルエル）ブックコーナー、自動貸出機器、パソコン・電卓室、対面朗読室、録音室、展示ギャラリー	
	4階	児童室、おはなし室、児童書研究コーナー、多目的ホール	
	5階	機械室	

## 2 利用案内

利用時間	月・水～土	一般室・多目的ホール	9:00～20:00
	月・水～土	児童室	9:00～18:00
	日・祝日	一般室・児童室・多目的ホール	9:00～17:00
休館日	火曜日（ただし、火曜日が祝日の場合は開館）、年末年始 館内整理期間（10日以内）		
貸出条件	1人15日以内（団体1か月以内） （個人）図書資料 10冊以内、視聴覚資料 2点以内 （団体）図書資料 100冊以内		

## 組織と事務分掌

<主な担当及び事務分掌>



## 職員構成

<平成31年4月1日現在> 単位(人)

館長 1 副館長 2	職名	係長	主任	主事	専門員	臨時職員	非常勤 嘱託員
	係名						
	庶務係			4		1	
	奉仕・資料係	1		4	1	46	2

※庶務係長は副館長が兼務。非常勤嘱託員のうち1名は短時間勤務

## 職員数の推移

単位(人)

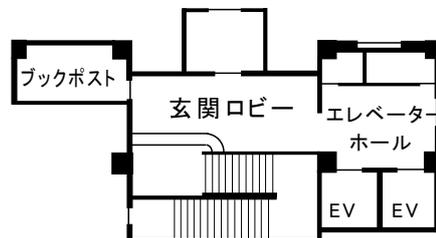
区分 \ 年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
正規職員	11 (1)	12 (2)	12 (2)	13 (2)	13 (4)
臨時職員	46 (32)	46 (33)	47 (35)	44 (31)	47 (37)
非常勤嘱託員	1 (0)	1 (0)	2 (0)	2 (1)	2 (1)
計	58 (33)	59 (35)	61 (37)	59 (34)	62 (42)

※( )内は司書有資格者で内数

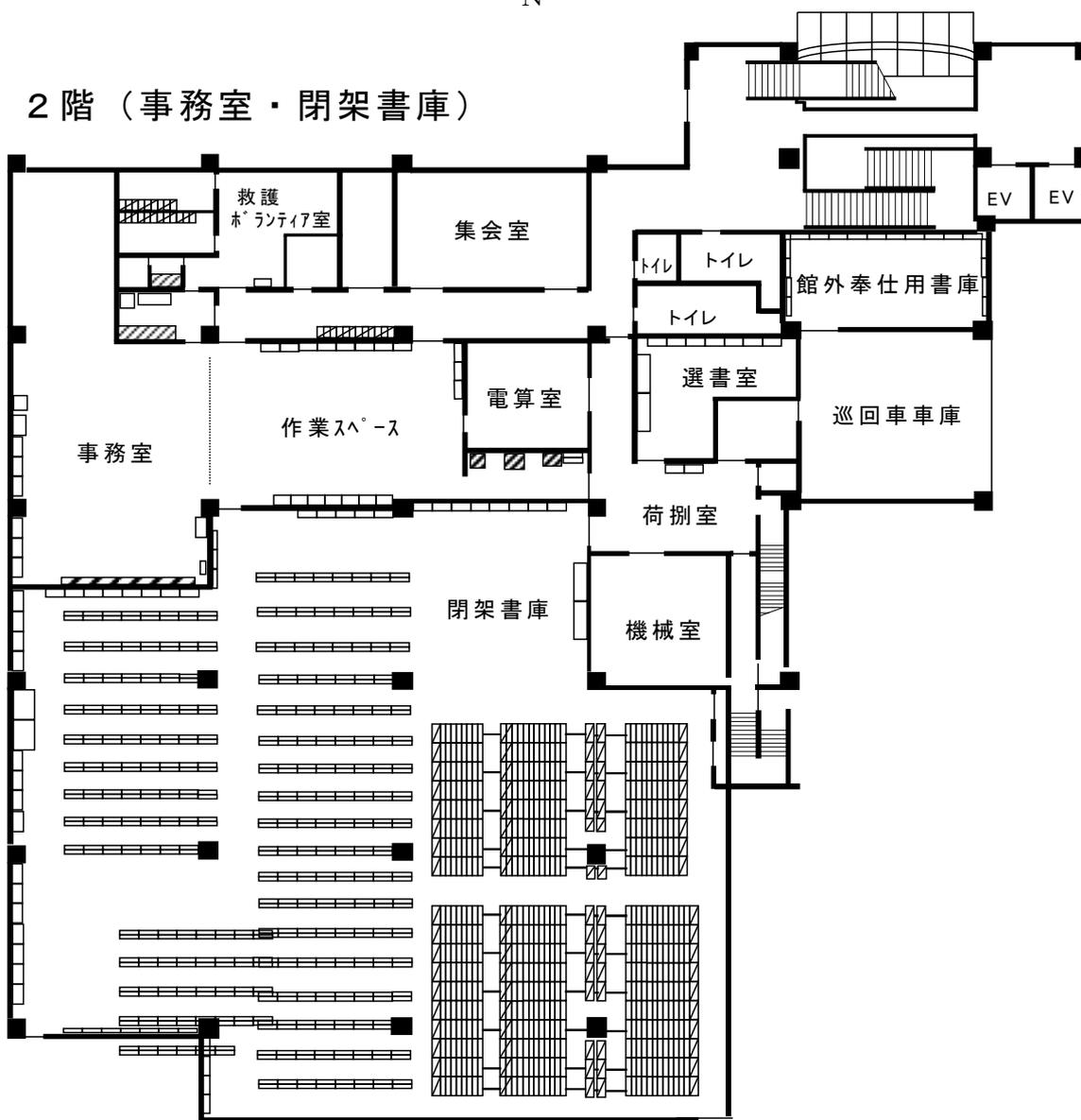
※令和元年度非常勤嘱託員のうち1名は短時間勤務

# 館内配置図

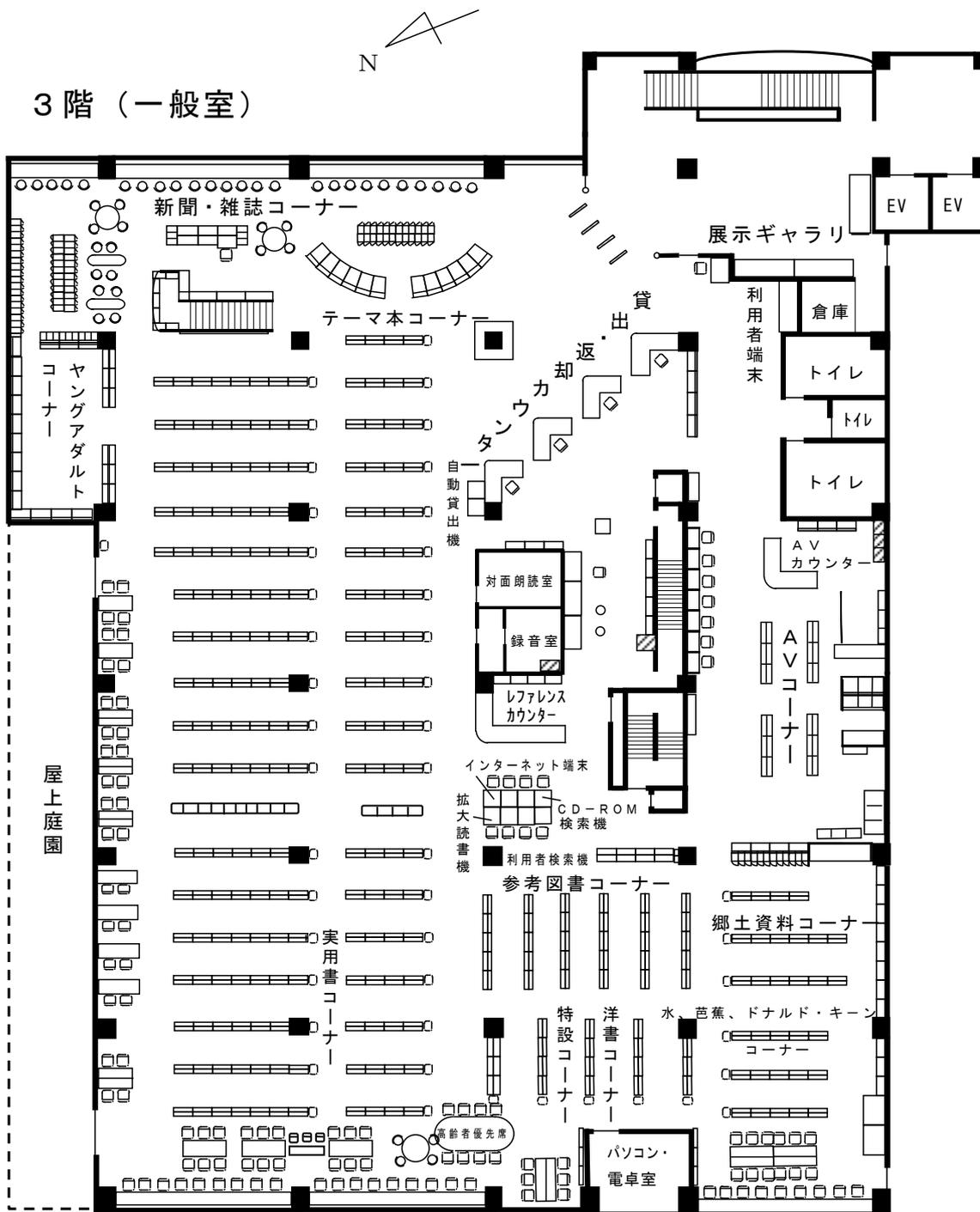
## 1階（玄関ロビー）



## 2階（事務室・閉架書庫）

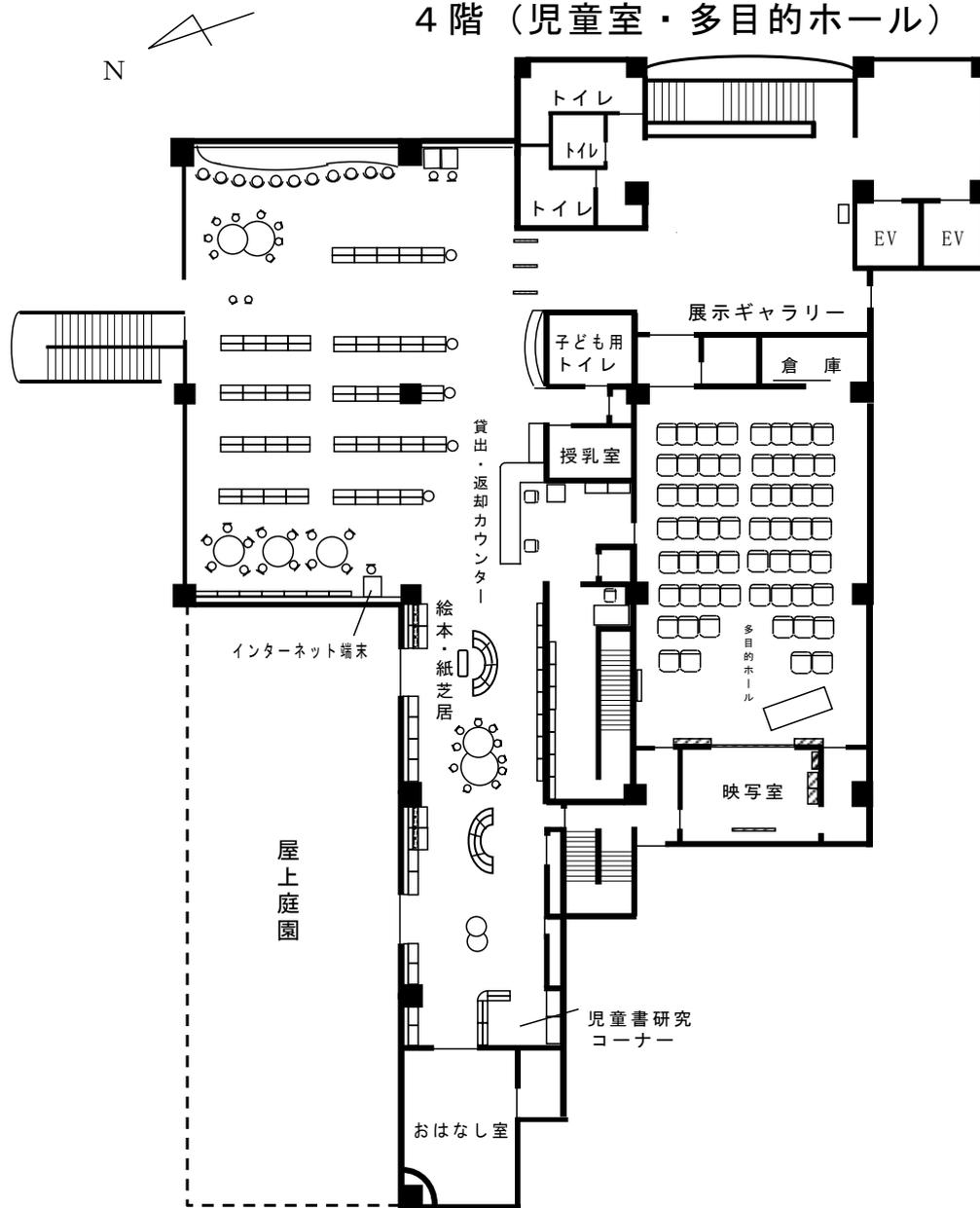


# 館内配置図



# 館内配置図

## 4階（児童室・多目的ホール）

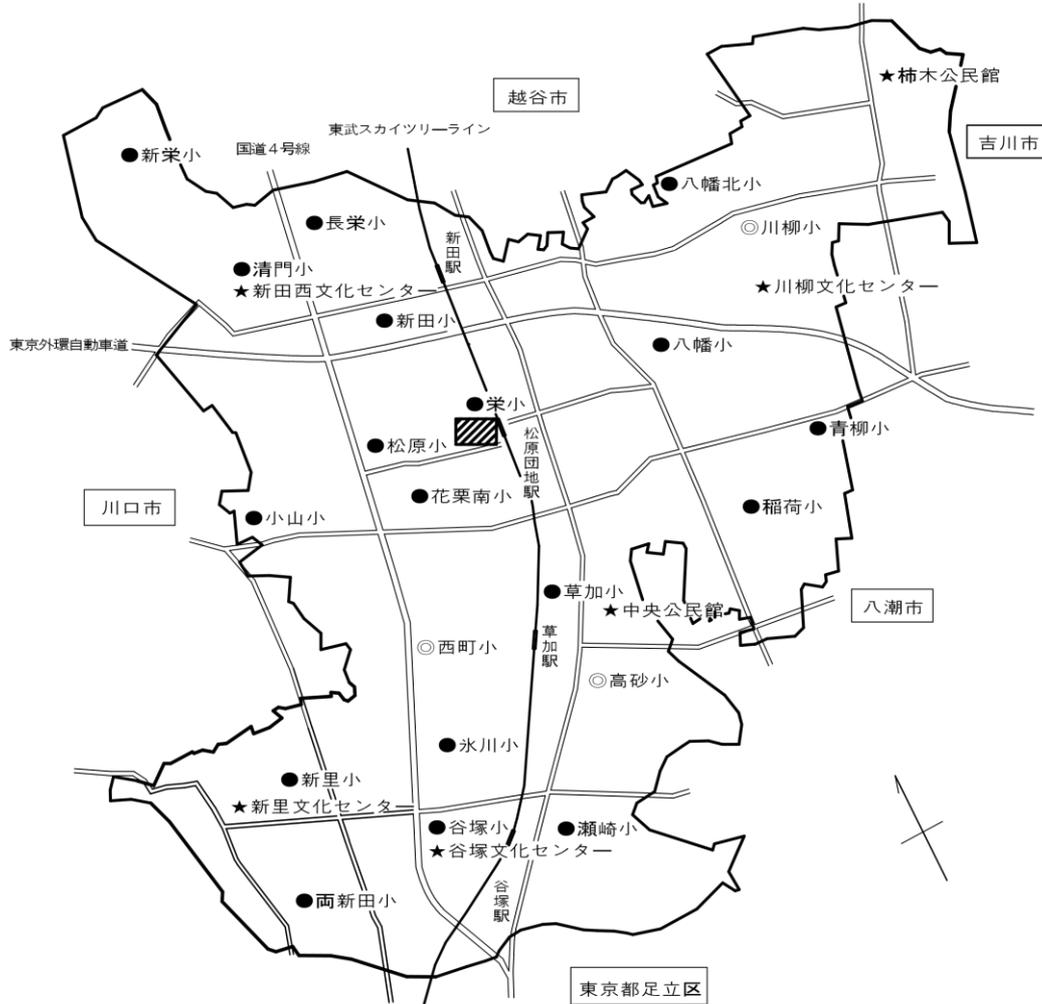


## 草加市立中央図書館サービス・ネットワーク図

### 【凡例】

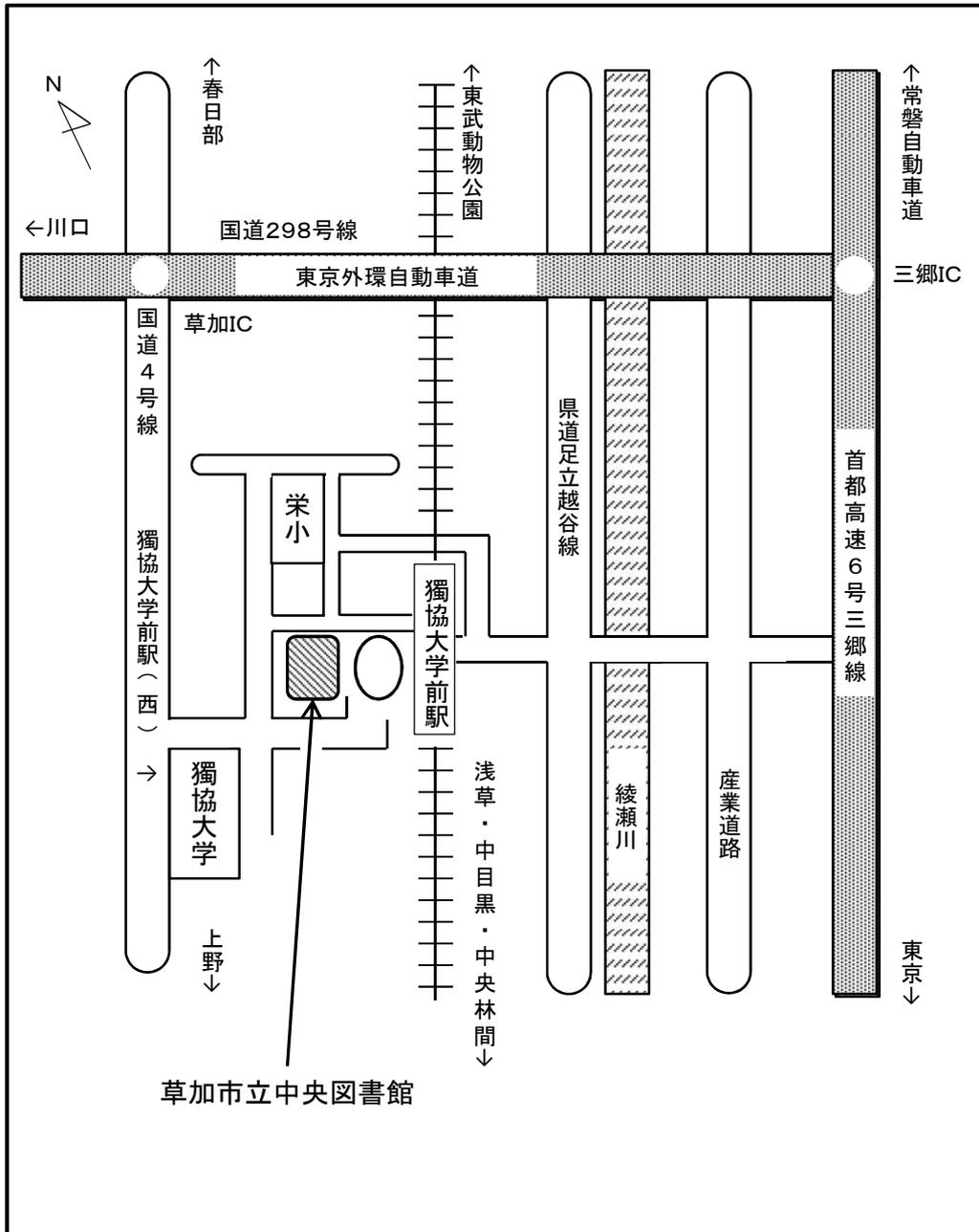
中央図書館  
 (住所) 草加市松原 1-1-9  
 (電話) 048 (946) 3000

★：公民館図書室  
 ◎：地域開放型図書室  
 ●：中央図書館サービスコーナー



施設名	住所	電話番号
中央公民館	草加市住吉2-9-1	048 (922) 5344
柿木公民館	草加市柿木町1263	048 (931) 3117
新里文化センター	草加市新里町983	048 (927) 3362
新田西文化センター	草加市清門3-49-1	048 (942) 0778
谷塚文化センター	草加市谷塚仲町440	048 (928) 6271
川柳文化センター	草加市青柳6-45-17	048 (936) 4088

# 中央図書館案内図



## 令和元年度 図書館予算

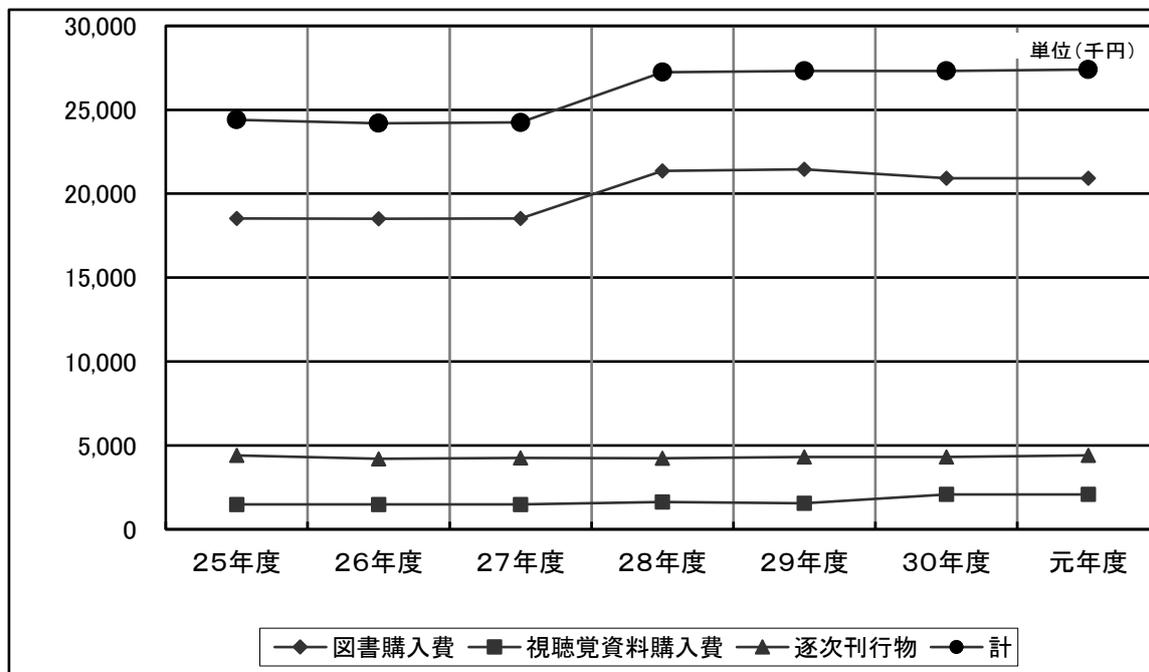
単位 (千円)

内 訳		予算額		
一般会計総額		79,130,000		
教育費		5,976,750		
社会教育費		623,009		
<b>図書館費予算額</b>		<b>230,471</b>		
予算比率 図書館費／社会教育費		37.0%		
図書館費	資料費内訳	図書館購入費	20,923	
		視聴覚資料購入費	2,077	
		逐次刊行物購入費	4,397	
		計	27,397	
		予算比率 資料費／図書館費		11.9%

## 資料費予算の推移

単位 (千円)

区分 \ 年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
図書館購入費	18,515	18,505	18,515	21,366	21,452	20,923	20,923
視聴覚資料購入費	1,485	1,485	1,485	1,634	1,548	2,077	2,077
逐次刊行物	4,403	4,203	4,246	4,238	4,320	4,320	4,397
計	24,403	24,193	24,246	27,238	27,320	27,320	27,397



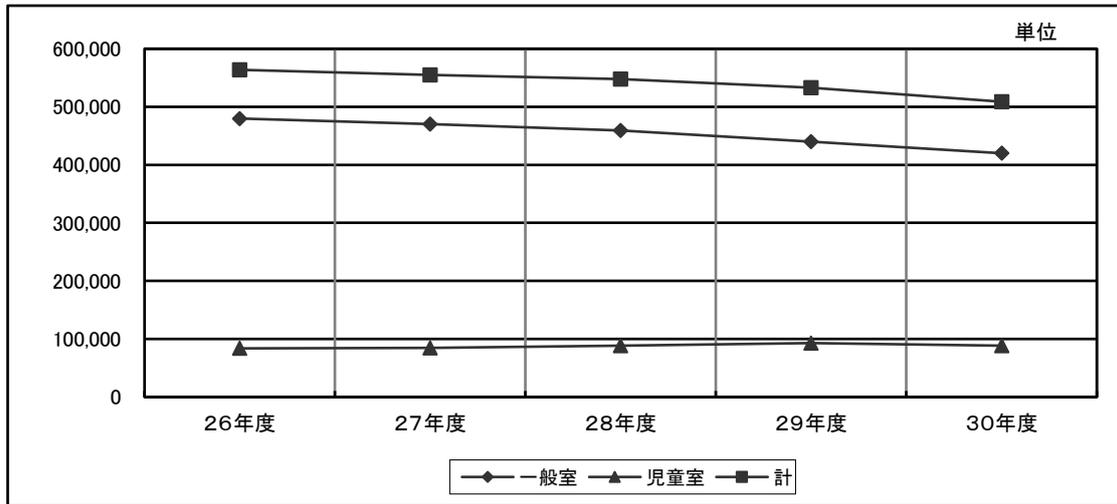
## 平成30年度 文化活動状況一覧

行 事 名		開 催 日 等	対 象	参加述べ人員
1	読み聞かせ	毎週水曜日(図書館職員)(全49回) 毎週金曜日 } 毎週土曜日 } (ボランティア)(全166回) 毎週日曜日 }	0～3歳児 3歳児以上  幼児・児童 小学生	4,818 人
2	工作会	第2土曜日(全8回)	児 童	244 人
3	ビデオ上映会	第2日曜日(全11回)	一 般	664 人
4	木曜シアター	第4木曜日(全11回)	一 般	556 人
5	こども映画会	8月26日・12月23日	幼児・児童 及び保護者	74 人
6	おはなし会	5月19日、7月28日、9月22日、 12月15日、3月23日	幼児・児童 及び保護者	53 人
7	大人のためのおはなし会	11月24日	一 般	36 人
8	図書館生涯学習講座	7月30日、12月16日	一 般	52 人
9	人形劇	7月14日	幼児・児童 及び保護者	95 人
10	夏の寄席	8月4日、5日	幼児・児童及び 保護者・一般	181 人
11	図書館体験隊	7月27日、8月3日、8月17日	小学3年生 ～6年生	36 人
12	図書館寄席(手話落語)	10月13日	一 般	100 人
13	大和講演会	4月7日 「戦艦大和と我が人生—原勝洋の世界—」	一 般	60 人
14	文化講演会	4月28日 「三上於菟吉と長谷川時雨の文学」	一 般	21 人
15	市制60周年記念特別講演会	5月27日 「250年振りの里帰り降臨『笠森お仙』」	一 般	93 人
16	講演会	11月25日 「子どもは神聖だ!・・・江戸時代」	一 般	77 人
17	影絵劇	12月15日	幼児・児童 及び保護者	100 人
18	新春寄席	1月19日	一 般	100 人
19	古本市	2月2日	一 般	584 人
20	るるるんシェイクスピア	8月2日 音楽付き朗読劇 ☆市制60周年記念事業	一 般	67 人
21	ビブリオバトル・草加の陣	11月10日 ☆市制60周年記念事業	小学2～6年生 及び中学生	100 人
22	星空×プレイスin図書館	11月14日 プラネタリウム上映会 星をテーマにした読み聞かせ会	児童及び保護者	98 人 38 人
23	読み聞かせ講習会	9月29日、12月6日、2月14日	一 般	146 人
24	ギャラリー展示	「原勝洋・戦艦大和展」【当館独自企画展】	3月21日 ～ 4月16日	
		「豊田三郎と三上於菟吉の世界」	4月18日 ～ 5月14日	
		「本と利用者の架け橋に 図書館ボランティア草加の活動展」	5月16日 ～ 6月11日	
		「平和パネル展」	6月13日 ～ 6月18日	
			7月18日 ～ 8月14日	
		「文芸企画展～草加宿物語～」	6月20日 ～ 7月16日	
		「草加パドラーズ展」	8月15日 ～ 9月17日	
		「広報そうかで綴る草加市制六十周年」【当館独自企画展】	9月19日 ～ 10月22日	
		「草加市子ども読書活動推進計画展」【当館独自企画展】	10月24日 ～ 11月19日	
		「江戸の文化と歴史展」	11月21日 ～ 12月17日	
		「大名行列写真展」	12月19日 ～ 2月 4日	
		「草加のたのしい古地図をつくる 草加宿場町通りの大正ロマン展」	2月 6日 ～ 3月18日	
	「ウォーキングで健康と仲間づくり展」	3月20日 ～ 4月15日		

## 入館者数の推移

単位 (人・日)

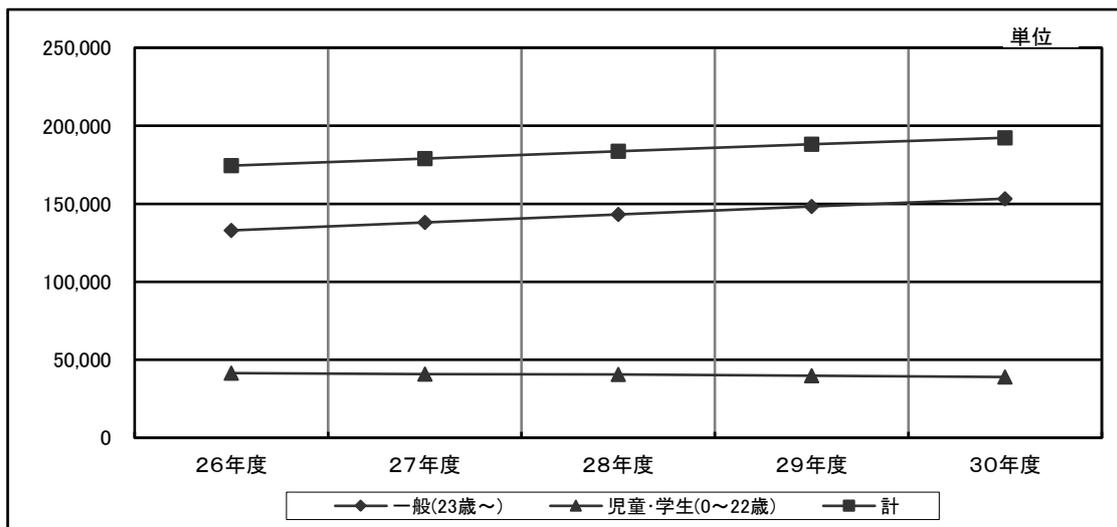
区分 \ 年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
一般室	479,815	470,313	459,258	439,911	419,953
児童室	83,859	84,400	88,671	92,954	88,761
計	563,674	554,713	547,929	532,865	508,714
開館日数	299	304	302	300	300



## 登録者数の推移

単位 (人)

区分 \ 年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
一般(23歳～)	132,957	138,092	143,094	148,336	153,293
児童・学生(0～22歳)	41,519	40,858	40,611	39,872	39,023
計	174,476	178,950	183,705	188,208	192,316



# 平成30年度 登録者内訳

## 1 市区町別

単位 (人)

市区町		一般 (23歳～)	児童・学生 (0～22歳)	計	都県		一般 (23歳～)	児童・学生 (0～22歳)	計
草加市内		114,915	36,572	151,487	その他 県外	栃木県	407	33	440
広域 利用 地域	川口市	4,549	600	5,149		茨城県	496	32	528
	春日部市	2,434	76	2,510		群馬県	264	11	275
	越谷市	14,652	913	15,565		千葉県	1,987	75	2,062
	蕨市	79	1	80		東京都	2,070	71	2,141
	戸田市	85	6	91		神奈川県	223	12	235
	鳩ヶ谷市	124	5	129		その他	140	13	153
	八潮市	3,106	274	3,380		計	5,587	247	5,834
	三郷市	1,067	33	1,100		合計	153,293	39,023	192,316
	吉川市	473	29	502					
	松伏町	416	15	431					
	足立区	2,701	162	2,863					
	計	29,686	2,114	31,800					
	その他県内		3,105	90		3,195			

## 2 市内地区別

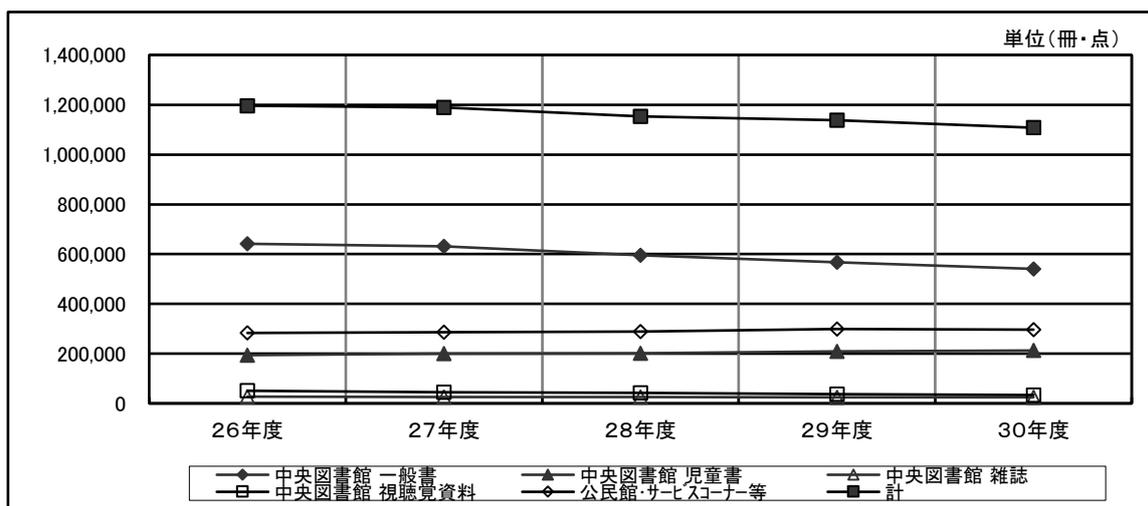
単位 (人)

地区	一般 (23歳～)	児童・学生 (0～22歳)	計	地区	一般 (23歳～)	児童・学生 (0～22歳)	計
高砂	2,597	620	3,217	遊馬町	1,109	626	1,735
住吉	1,620	404	2,024	八幡町	3,848	1,470	5,318
神明	1,103	277	1,380	弁天町	3,724	1,006	4,730
吉町	3,607	1,205	4,812	中根町	3,141	917	4,058
氷川町	6,638	1,761	8,399	旭町	6,084	1,286	7,370
西町	3,577	1,371	4,948	金明町	4,134	1,190	5,324
草加	5,106	1,030	6,136	長栄	2,196	1,206	3,402
栄町	6,120	1,333	7,453	新栄	2,624	1,199	3,823
松原	9,129	1,252	10,381	清門	1,898	722	2,620
松江	2,140	542	2,682	新善町	2,382	710	3,092
中央	1,555	427	1,982	青柳	5,860	2,853	8,713
手代町	2,347	843	3,190	柿木町	440	187	627
瀬崎	4,997	2,099	7,096	稲荷	2,299	1,081	3,380
谷塚	6,586	2,290	8,876	学園町	0	0	0
谷塚仲町	637	348	985	花栗	4,496	931	5,427
谷塚上町	957	535	1,492	苗塚町	1,210	495	1,705
両新田東町	286	166	452	小山	1,588	540	2,128
両新田西町	432	199	631	北谷	3,587	991	4,578
新里町	2,009	970	2,979	原町	1,420	822	2,242
柳島町	1,432	668	2,100	計	114,915	36,572	151,487

## 貸出状況の推移

単位(冊・点)

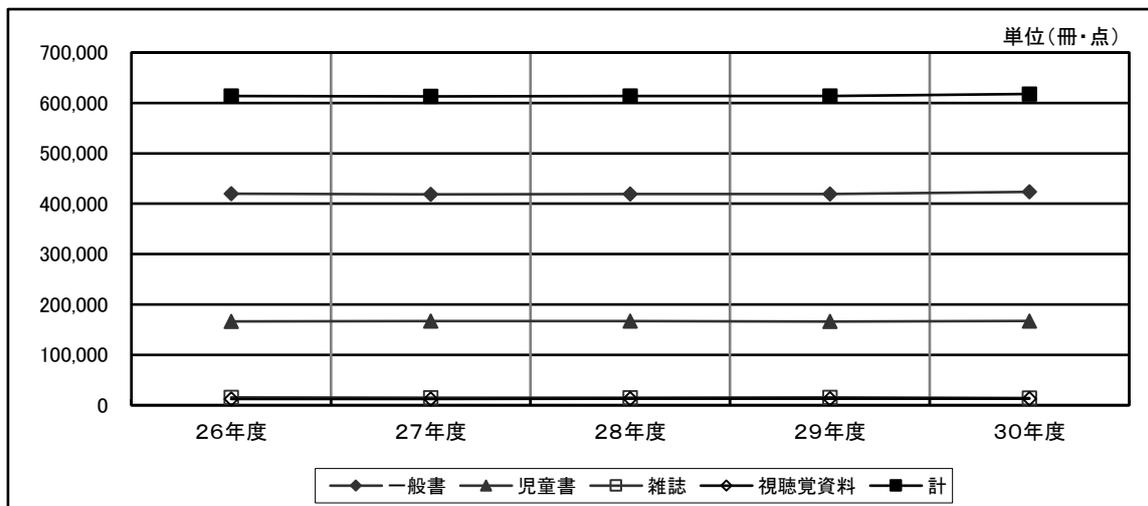
区分	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
中央図書館 一般書	641,474	631,209	595,793	567,715	540,595
中央図書館 児童書	193,901	200,721	201,948	209,636	212,645
中央図書館 雑誌	27,262	25,619	25,669	24,945	24,683
中央図書館 視聴覚資料	50,744	45,065	42,175	36,836	33,602
公民館・サービスコーナー等	283,138	286,733	288,527	299,006	296,533
計	1,196,519	1,189,347	1,154,112	1,138,138	1,108,058



## 蔵書状況の推移(全施設の合計)

単位(冊・点)

区分	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
一般書	419,708	418,541	419,528	419,389	423,424
児童書	166,620	167,224	166,689	166,043	167,263
雑誌	15,233	14,836	15,181	15,495	14,251
視聴覚資料	12,324	12,399	12,689	12,752	12,910
計	613,885	613,000	614,087	613,679	617,848



# 蔵書内訳の推移

単位(冊・点)

年 度		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
区 分						
一 般 書	0 総 記	13,771	13,681	14,080	14,427	14,534
	1 哲 学	18,352	18,626	18,951	19,058	19,346
	2 歴 史	34,808	35,217	34,640	34,561	35,044
	3 社会科学	66,589	65,483	65,129	64,969	65,903
	4 自然科学	23,972	24,253	24,594	24,987	25,628
	5 工学・家政	38,055	37,950	37,277	35,994	36,586
	6 産 業	15,715	15,654	15,637	15,665	15,737
	7 芸 術	37,846	37,541	37,309	36,478	36,218
	8 言 語	8,894	8,932	9,054	9,139	9,342
	9 文 学	161,663	161,177	162,824	164,071	165,047
	— 絵 本	43	27	33	40	39
小 計		419,708	418,541	419,528	419,389	423,424
児 童 書	0 総 記	1,142	1,157	1,130	1,073	1,081
	1 哲 学	646	679	668	687	733
	2 歴 史	5,828	5,810	5,778	5,589	5,661
	3 社会科学	7,988	7,997	7,996	7,989	8,030
	4 自然科学	13,799	13,723	13,288	13,152	13,290
	5 工学・家政	5,832	5,857	5,815	5,810	5,905
	6 産 業	3,067	3,110	3,110	3,111	3,118
	7 芸 術	6,156	6,109	6,036	6,050	6,063
	8 言 語	1,635	1,656	1,633	1,649	1,684
	9 文 学	59,459	59,708	59,323	58,906	58,996
	— 絵 本	58,678	58,939	59,396	59,434	60,106
	— 紙芝居	2,390	2,479	2,516	2,593	2,596
	小 計		166,620	167,224	166,689	166,043
雑 誌		15,233	14,836	15,181	15,495	14,251
小 計		15,233	14,836	15,181	15,495	14,251
A V	C D	9,149	9,283	9,531	9,570	9,661
	カセット	205	176	170	170	170
	ビ デ オ	1,380	1,253	1,247	1,221	1,214
	D V D	1,590	1,687	1,741	1,791	1,865
小 計		12,324	12,399	12,689	12,752	12,910
一 般 書 特 殊 ( 内 訳 )	郷土・行政	15,478	15,760	16,014	16,398	16,783
	松尾芭蕉	1,116	1,144	1,138	1,152	1,173
	水(川)	1,404	1,409	1,421	1,413	1,428
	平 和	1,886	1,899	1,903	1,748	1,741
	ドナルド・キーン	171	200	216	228	238
	小 計	20,055	20,412	20,692	20,939	21,363
総 合 計		633,940	613,000	614,087	613,679	617,848

※【平成30年度内訳】

総合計のうち公民館分39,532冊、サービスコーナー及び地域開放型図書室分77,229冊

## 平成30年度 館内設備等利用状況

### 1 参考調査関係

単位(件)

区分	指定席	PC・電卓室	拡大読書器	インターネット 端末機	CD-ROM 検索機
利用件数	14,165	3,702	0	4,870	0

単位(件)

参考調査統計			コピー 申請枚数	予約・リクエ スト処理件数
所蔵調査件数	書架案内・その他利用案内	参考調査件数		
20,147	20,756	1,605	13,971	125,824

### 2 視聴覚関係

単位(件)

区分	ビデオブース	DVDブース
利用件数	986	3,134

### 3 視聴覚障がい者奉仕関係

単位(件)

区分	対面朗読室	録音室
利用件数	35	71

## 平成30年度 相互貸借利用状況

### 1 貸 出

(1) 県南四市図書館資料の広域利用地域

区 分	川口市	戸田市	蕨 市	合 計
冊 数	136	49	3	188

(2) 東部地区五市図書館資料の広域利用地域

区 分	越谷市	八潮市	三郷市	吉川市	合 計
冊 数	190	48	63	27	328

(3) 県立図書館及びその他の地域

区 分	県立図書館	国会図書館	県内・大学	県 外	合 計	総 計
冊 数	29	0	1,746	11	1,786	2,302

### 2 借 受

(1) 県南四市図書館資料の広域利用地域

区 分	川口市	戸田市	蕨 市	合 計
冊 数	210	38	60	308

(2) 東部地区五市図書館資料の広域利用地域

区 分	越谷市	八潮市	三郷市	吉川市	合 計
冊 数	272	60	49	42	423

(3) 県立図書館及びその他の地域

区 分	県立図書館	国会図書館	県内・大学	県 外	合 計	総 計
冊 数	591	5	2,704	114	3,414	4,145

## 平成30年度 図書館地域サービス利用状況

### 1 地域開放型図書室

西町小学校、川柳小学校及び高砂小学校に中央図書館の地域分館的機能を持つ施設として図書室を開設して、毎週日曜日午前10時から午後4時まで開放しています。

学 校 名	貸 出 数				
	一般図書(冊)	児童図書(冊)	雑誌 (冊)	視聴覚資料 (点)	計(冊・点)
西町小学校 (平成16年6月開設)	2,410	2,875	75	0	5,360
川柳小学校 (平成16年7月開設)	228	850	0	0	1,078
高砂小学校 (平成21年9月開設)	3,679	2,749	59	0	6,487
計	6,317	6,474	134	0	12,925

### 2 中央図書館サービスコーナー

市内小学校の施設内に、中央図書館のサービスコーナーとして、2週間に1回、図書館職員が各学校へ出向いて業務を行っています。

学 校 名	貸 出 数				
	一般図書(冊)	児童図書(冊)	雑誌 (冊)	視聴覚資料 (点)	計(冊・点)
草加小学校	46	9,374	0	0	9,420
高砂小学校	1,004	13,828	0	0	14,832
谷塚小学校	761	8,636	0	0	9,397
新田小学校	32	3,553	0	0	3,585
栄小学校	0	9,082	0	0	9,082
川柳小学校	713	11,811	0	0	12,524
瀬崎小学校	80	4,894	2	0	4,976
西町小学校	234	6,936	0	0	7,170
新里小学校	44	7,408	0	0	7,452
花栗南小学校	0	5,241	0	0	5,241
八幡小学校	99	12,219	0	0	12,318
新栄小学校	16	7,632	1	0	7,649
清門小学校	8	12,781	0	0	12,789
稲荷小学校	33	4,435	0	0	4,468
氷川小学校	59	5,309	0	0	5,368
八幡北小学校	34	5,511	0	0	5,545
長栄小学校	1	6,791	0	0	6,792
青柳小学校	12	6,456	0	0	6,468
小山小学校	227	4,307	9	0	4,543
両新田小学校	22	933	0	0	955
松原小学校	69	5,798	0	0	5,867
計	3,494	152,935	12	0	156,441

### 3 公民館・文化センター

市内の公民館・文化センター図書室とネットワークを形成して、図書の貸出・返却・所蔵検索やリクエストの受付を行っています。

施 設 名	貸 出 数				
	一般図書(冊)	児童図書(冊)	雑誌 (冊)	視聴覚資料 (点)	計(冊・点)
中央公民館	10,772	11,119	706	12	22,609
柿木公民館	2,080	5,463	27	0	7,570
新里文化センター	5,626	12,497	276	0	18,399
新田西文化センター	11,363	18,500	179	1	30,043
谷塚文化センター	19,460	20,947	319	0	40,726
川柳文化センター	3,522	4,185	113	0	7,820
計	52,823	72,711	1,620	13	127,167

## 草加市立図書館協議会開催状況

開催日	内容等
平成30年 6月27日	第1回 ・平成29年度草加市立中央図書館事業報告について ・平成30年度草加市立中央図書館事業計画について ・草加市子ども読書活動推進計画について
平成30年11月 8日	第2回 ・平成30年度草加市立中央図書館上半期事業報告について ・草加市子ども読書活動推進計画の進捗について
平成31年 2月13日	第3回 ・平成31年度中央図書館運営方針及び事業計画について ・草加市子ども読書活動推進計画の進捗について

## 草加市立図書館協議会委員名簿

(敬称略順不同 令和元年6月25日現在)

氏名	選出区分
委員長 中島清治	社会教育の関係者
副委員長 犬塚壽子	〃
今泉正之	学校教育の関係者
大野正浩	〃
小泉和美	社会教育の関係者
成川登喜男	〃
矢口あかね	家庭教育の向上に資する活動を行う者
橋本奈津子	〃
飯田紀子	〃
田中恭子	〃
根本政広	〃
井上靖代	学識経験のある者

(任期：令和2年5月31日まで)

# 関係条例・規則等

## ○草加市立図書館設置条例

昭和50年3月27日  
条例第4号

(設置)

第1条 図書館法(昭和25年法律第118号)第10条の規定に基づき、草加市に図書館を設置する。  
(平11条例26・一部改正)

(名称及び位置)

第2条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
草加市立中央図書館	草加市松原一丁目1番9号

(平11条例26・一部改正)

(職員)

第3条 図書館に、館長、司書、司書補その他必要な職員を置く。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、草加市教育委員会が定める。

附 則

- 1 この条例は、昭和50年4月1日から施行する。
- 2 草加市立図書館設置及び管理条例(昭和44年条例第34号)は、廃止する。

附 則(平成11年条例第26号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

## ○草加市立図書館管理規則

平成12年1月20日  
教委規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、草加市立図書館設置条例(昭和50年条例第4号)第4条に基づき、草加市立中央図書館(以下「図書館」という。)の管理及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(業務)

第2条 図書館は、図書館法(昭和25年法律第118号)第3条に規定する業務を行う。

(利用時間)

第3条 図書館の利用時間は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、館長が特別の理由があると認められた場合は、草加市教育委員会(以下「委員会」という。)の承認を得て、これを変更することができる。

- (1) 月曜日及び水曜日から土曜日までは、午前9時から午後8時までとする。ただし、児童用図書資料(室)の利用は、午前9時から午後6時までとする。
- (2) 日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める休日(以下「休日」という。)の利用は、午前9時から午後5時までとする。

(休館日)

第4条 図書館の休館日は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、館長が必要と認めた場合は、委員会の承認を得て、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

- (1) 毎週火曜日(休日は除く。)
- (2) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで
- (3) 館内整理期間(10日以内)

(入館者の心得)

第5条 入館者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 所定の場所以外に図書館の図書その他の資料（以下「図書館資料」という。）を持ち出さないこと。
- (2) 館内においては、静粛にし、他人に迷惑をかけること。
- (3) 館内においては、喫煙、飲食等をしないこと。
- (4) 他人に危険を及ぼし、又は迷惑となる物等を持ち込まないこと。

(入館の禁止等)

第6条 館長は、図書館の秩序を乱し、若しくは乱すおそれのある者の入館を禁止し、又はその者に対して退館を命ずることができる。

(利用の制限)

第7条 館長は、この規則に違反し、又は館長の指示に従わない者に対しては、図書館資料の利用を一時停止し、又は禁止することができる。

2 館長は、図書館資料の貸出しを不相当と認めたときは、貸出しを禁止することができる。

(館内利用)

第8条 館内において図書館資料を利用しようとする者は、館長の指示に従うとともに、所定の場所で利用しなければならない。

(個人貸出し)

第9条 個人で図書館資料の貸出しを受けようとする者は、利用カードの交付を受けなければならない。

2 図書館資料の貸出しを受けようとする者は、利用カードを提出しなければならない。ただし、特別の理由により館長が認めた場合は、この限りでない。

3 同一人が同時に貸出しを受けることができる図書館資料の種類、数量及び期間は、次のとおりとする。ただし、特別の理由により館長が認めた場合は、この限りでない。

種類	数量	期間
図書資料	10冊以内	15日以内
視聴覚資料	2点以内	

(平15教委規則6・一部改正)

(利用カードの交付)

第10条 利用カードの交付を受けることのできる者は、市内に居住し、通勤し、又は通学する個人とする。

2 利用カードの交付を受けようとする者は、住所又は勤務先等を証する書面を提示し、利用カードの交付の申請手続きをしなければならない。

3 利用カードの交付を受けた者は、利用カードを亡失し、又は申請手続きの内容に変更を生じた場合は、速やかに館長に届け出なければならない。

4 利用カードは、他人に譲渡し、若しくは貸与し、又は不正に使用してはならない。

(団体貸出し)

第11条 団体で図書館資料の貸出しを受けようとする者は、団体利用カードの交付を受けなければならない。

2 図書館資料の貸出しを受けようとする者は、団体利用カードを提出しなければならない。ただし、特別の理由により館長が認めた場合は、この限りでない。

3 同一団体が同時に貸出しを受けることができる図書館資料の種類、数量及び期間は、次のとおりとする。ただし、特別の理由により館長が認めた場合は、この限りでない。

種類	数量	期間
図書資料	100冊以内	1月以内

(団体利用カードの交付)

第12条 団体利用カードの交付を受けることのできる者は、市内の企業及び事業所等で構成する団体とする。ただし、館長が特に必要があると認めた場合は、この限りでない。

2 第10条第2項から第4項までの規定は、団体利用カードの交付を受ける者について準用する。

(広域貸出し)

第13条 広域的な図書館資料の貸出しは、委員会が必要と認めた地域に居住する個人に対して行うものとする。

2 第9条及び第10条第2項から第4項までの規定は、広域貸出しについて準用する。

(損害の弁償)

第14条 故意又は過失により、図書館の施設若しくは設備を破損し、又は図書館資料を紛失し、若しくは破損した者は、館長の指示に従い、これを修理し、又は現品若しくは相当の代価をもって弁償しなければならない。ただし、委員会がやむを得ない理由があると認めたときは、その全部又は一部を免除することができる。

2 館長は、前項の規定による弁償が完了するまでの間は、図書館資料の利用を禁止することができる。

(平15教委規則6・旧第15条繰上)

(複写利用)

第15条 図書館資料の複写を受けようとする者は、あらかじめ館長に申し出なければならない。

2 複写は、図書館が所有する図書館資料で著作権法(昭和45年法律第48号)第31条の規定によるものとし、館長が適当と認めた場合に限る。

(平15教委規則6・旧第16条繰上)

(寄贈及び寄託)

第16条 図書館は、図書館資料として寄贈又は寄託を受けることができる。

2 図書館資料として寄贈又は寄託をしようとする者は、館長の定める手続を経なければならない。

3 寄贈及び寄託を受けた図書館資料は、他の図書館所蔵の図書館資料と同一の取扱いをするものとする。ただし、寄託資料の貸出しについては、寄託者の承認を得なければならない。

4 寄託を受けた図書館資料の寄託期間は、1年以内とする。ただし、館長は、寄託者と協議の上寄託期間を変更することができる。

5 図書館は、不慮の事情による寄託を受けた図書館資料の損害に対して、その責めを負わないものとする。

(平15教委規則6・旧第17条繰上)

(委任)

第17条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、委員会が別に定める。

(平13教委規則4・旧第18条繰下、平15教委規則6・旧第19条繰上、平20教委規則2・旧第18条繰上)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

(草加市立草加図書館規則の廃止)

2 草加市立草加図書館規則(昭和51年教育委員会規則第8号)は、廃止する。

附 則(平成13年教委規則第4号)

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成15年教委規則第6号)

この規則は、平成15年8月1日から施行する。

附 則(平成20年教委規則第2号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

## ○草加市立図書館協議会条例

昭和48年10月1日  
条例第44号

(設置)

第1条 図書館法(昭和25年法律第118号)第14条第1項の規定に基づき、草加市立図書館協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(平11条例27・全改)

(所掌事項)

第2条 協議会は、図書館法第14条第2項に規定する事項を所掌する。

(平11条例27・全改)

(組織)

第3条 協議会は、委員12人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから草加市教育委員会(以下「委員会」という。)が任命する。

- (1) 学校教育の関係者
- (2) 社会教育の関係者
- (3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (4) 学識経験のある者

(平11条例27・追加、平20条例29・一部改正)

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じたときは、補欠委員を任命する。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員会は、任期中において特別な事由があるときは、委員を解任することができる。

(平11条例27・旧第3条繰下)

(委員長及び副委員長)

第5条 協議会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、協議会を代表し、会務を掌理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(平11条例27・旧第4条繰下・一部改正)

(会議)

第6条 協議会は、委員長が招集し、委員長は、会議の議長となる。

2 委員長は、委員の3分の1以上の要請があったときは、会議を招集しなければならない。

3 会議は、委員の半数以上の出席がなければ成立しない。

4 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(平11条例27・旧第5条繰下・一部改正)

(関係者の出席)

第7条 協議会は、所掌事項に関し必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を求めることができる。

(平11条例27・旧第6条繰下・全改)

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、委員長が協議会に諮って定める。

(平11条例27・旧第7条繰下)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。(公布の日=昭和48年10月1日)

附 則(昭和62年条例第22号)

この条例は、公布の日から施行する。(公布の日=昭和62年6月29日)

附 則(平成11年条例第27号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

附 則(平成20年条例第29号)

この条例は、公布の日から施行する。(公布の日=平成20年12月17日)

### ○図書館地域分館的機能施設の管理運営に関する要綱

平成15年8月28日

教委告示第11号

(趣旨)

第1条 この要綱は、草加市立中央図書館(以下「中央図書館」という。)のサービス体制を拡充するため、学校教育法(昭和22年法律第26号)第137条及び関係法令の規定に基づき、小学校の図書室等(以下「学校施設」という。)を地域開放することにより中央図書館の分館的機能を確認し、市民及び児童に対するサービスの提供及び学校施設に関する管理運営について必要な事項を定めるものとする。

(平19教委告示24・一部改正)

(対象となる学校施設)

第2条 対象となる学校施設は、小学校において学校教育上支障がなく、地域開放が可能な場所とし、当該学校長との協議が整った施設とする。

(開放日時)

第3条 学校施設の開放日は、草加市立小・中学校管理規則(昭和32年教委規則第15号)第3条に規定する学校休業日を除き、原則として2週間につき1日(回)とし、その開放時間は午前9時30分から午前11時30分まで又は午後2時から午後4時までとする。ただし、草加市教育委員会(以下「委員会」という。)が特に必要と認めた場合は、開放日(回)及び開放時間を変更することができる。

(サービスの提供)

第4条 サービスの提供は、中央図書館に準じて図書資料の貸出し、返却及び児童の読書活動への支援などを行うものとする。

(利用者の範囲等)

第5条 利用者の範囲は、草加市立図書館管理規則(平成12年教委規則第1号)第10条第1項に規定する利用カードの交付が受けられる者及び同規則第12条第1項に規定する団体利用カードの交付が受けられる者で、当該利用カードの交付を受けている者とし、その利用にあたっては、当該利用カードを携帯しなければならない。

(図書資料の配本等)

第6条 図書資料の配本は、中央図書館が行う。この場合、児童用の配本については、児童の読書活動を助長するうえで、必要な選書を行い、配本するものとする。

2 前項の規定により配本のあった図書資料及び関係する器具及び備品類は、中央図書館所蔵とし、その管理は中央図書館において行うものとする。ただし、当該学校長との協議により、その業務の全部又は一部を学校長に委任することができる。

(職員体制)

第7条 学校施設の地域開放による図書サービス業務については、委員会が職員を派遣して行うものとする。

(管理責任)

第8条 学校施設の地域開放による図書サービス業務の実施運営において発生した事故等については、委員会がその管理責任を負うものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年9月1日から施行する。

附 則(平成19年教委告示第24号)

この要綱は、学校教育法等の一部を改正する法律(平成19年法律第96号)附則第1条本文に規定する日又はこの要綱の公布の日のいずれか遅い日から施行する。(施行の日=平成19年12月26日)



---

# 図書館要覧

—令和元年版—

令和元年 9月発行

編集・発行 草加市立中央図書館

〒340-0041 草加市松原一丁目1番9号  
TEL 048-946-3000 FAX 048-944-3800  
<http://www.lib.city.soka.saitama.jp/>

---